



平成 23 年 2 月 15 日

各 位

会 社 名 サイオテクノロジー株式会社
代表者名 代表取締役社長 喜多 伸夫
(コード番号 3744 東証マザーズ)
問合せ先 執行役員(財務経理担当) 小林 徳太郎
電 話 0 3 - 6 8 6 0 - 5 1 0 5

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 23 年 3 月 23 日開催予定の第 14 回定時株主総会に「定款一部変更」に関する議案を付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 定款一部変更の件

(1) 変更の理由

① 取締役及び監査役が期待される役割を十分に発揮できるように、取締役会決議により取締役及び監査役の責任を法令の限度で免除できる旨の規定を変更案第 28 条(取締役の責任免除) 第 1 項、変更案第 38 条(監査役の責任免除) 第 1 項に新設するものです。

なお、本議案第 28 条第 1 項の新設を議案として提出することにつきましては、監査役全員の同意を得ています。

② 社外取締役または社外監査役として優秀な人材を迎えることができるよう、また、その期待される役割を十分に発揮できるよう、両者との間で責任限定契約を締結できることが可能となる規定を変更案第 28 条(取締役の責任免除) 第 2 項、変更案第 38 条(監査役の責任免除) 第 2 項に新設するものです。

なお、本議案第 28 条第 2 項の新設を議案として提出することにつきましては、監査役全員の同意を得ています。

(2) 変更の内容

(下線は変更部分)

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|---------------------------------------|---|
| 第 4 章 取締役及び取締役会 第17条 ~ 第27条 (条文省略) | 第 4 章 取締役及び取締役会 第17条 ~ 第27条 (現行どおり) |
| (新設) | <u>(取締役の責任免除)</u> 第28条 <u>当社は、取締役(取締役であった者を含む。)</u> の会社法第423条第 1 項 |

| | |
|---|---|
| <p style="text-align: center;">第5章 監査役及び監査役会 第28条 ～ 第36条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">第37条 ～ 第45条 (条文省略)</p> | <p style="text-align: center;">第5章 監査役及び監査役会 第29条 ～ 第37条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">(監査役の責任免除)</p> <p>第38条 <u>当社は、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</u></p> <p>2. <u>当社は、社外監査役との間で、当該社外監査役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、法令が定める額を限度額として責任を負担する契約を締結することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">第39条 ～ 第47条 (現行どおり)</p> |
|---|---|

(3) 日程

定款変更のための株主総会開催日
定款変更の効力発生日

平成23年3月23日(水)
平成23年3月23日(水)

以上